

生物多様性条約第8回締約国会議（CBD-COP8）報告

－議題17：遺伝資源へのアクセスと利益配分－

1. CBD-COP8の全体概要

1. 日程：2006年3月20日（月）～3月31日（金）
2. 場所：ブラジル・パラナ州・クリチバ市
3. 出席者：約4000名。我が国からは、南川・環境省自然環境局長、環境省、外務省、農林水産省、経済産業省（河内室長、前田係長）、特許庁（中屋班長、大江係長）、製品評価技術基盤機構（安藤調査官、須藤主査）、JBA（藪崎、渡辺）
4. 議長：（全体）マリナ・シルバ・ブラジル環境相（Ms. Marina Silva）、（作業部会Ⅰ）マシュー・ジェブ（Mr. Matthew Jebb, Ireland）、（作業部会Ⅱ）セム・シコンゴ（Mr. Sem Shikongo, Namibia）
5. 現ビューロー：中東欧（アルバニア、ロシア）、中南米（キューバ、エクアドル）、アジア太平洋（キリバチ、モンゴル）、アフリカ（エジプト、ナミビア）、西欧その他（アイルランド、カナダ）
6. 会合：（全体会合）3月20日（月）終日、24日（金）終日、31日（金）午後（ハイレベル会合）3月27日（月）～29日（水）（作業部会）3月21日（火）～24日（金）、27日（月）～28日（火）、30日（木）～31日（金）
7. 決議：計34項目
8. 次期ビューロー：中東欧（ウクライナ、クロアチア）、中南米（パハマ、コロンビア）、アジア太平洋（ブータン、イエメン）、アフリカ（カメルーン、ナイジェリア）、西欧その他（カナダ、スペイン）

2. 遺伝資源へのアクセスと利益配分（ABS）関連

2-1. これまでの経緯

- 1993年12月に発効した生物多様性条約（CBD）は、「生物の多様性の保全」、「生物多様性の構成要素の持続可能な利用」、「遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分」を3つの目的としている。第3の目的である「遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分」については、遺伝資源に対する自国の主権的権利を認めるとともに、利益配分に関する「ボン・ガイドライン」が策定された（2002年4月、COP6）。
- しかしながら、インド、ブラジル等の遺伝資源提供国（主として開発途上国）は、遺伝資源の利用から生じる利益配分を確実に担保するため、また、いわゆる生物資源の海賊行為を防止する観点から、任意のガイドラインでは不十分で、法的拘束力のある国際的制度を策定することが必要と主張した。
- これに対して、我が国をはじめとする先進国は、「ボン・ガイドライン」に基づき、政策立案や契約作成を行うことで、遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する措置は可能との立場に立っており、既存制度の問題点の分析が必須であると主張している。
- こうした状況下、COP5（2000年5月、ナイロビ）の決議において、「遺伝資源へのアクセスと利益配分に関するアドホック作業部会（ABS-WG）」が設置され、検討結果をCOPに報告することとなった。
- ABS-WGが設置されてから、COP7までに2回、COP8までに2回、それぞれWGが開催されたが、議論の集約には至っていない。本年1月開催のABS-WG4でも、議論が紛糾し、多数の括弧を残した報告書をCOP8に提出することとなった。
- この報告書は、「アクセスと利益配分に関する国際的制度」、「遺伝資源の原産国/出所/法的起源の認証システム」、「事前の情報に基づく同意（PIC）および相互に合意する条件（MAT）の遵守を支援する措置として特許出願における出所開示」、「戦略的計画：遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する指標の必要性」の4章から構成された（UNEP/CBD/COP/8/6 Annex 1）。

2-2. 交渉の経過

- 会議前に配布された決議案（UNEP/CBD/COP/8/1/ADD.2、上記ABS-WG4のAnnex 1と同じ）に基づき、3月21日（火）開催の作業部会Ⅱで、項目ごとに各国から発言した。

- ただし、「戦略的計画：遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する指標の必要性」については、ABS-WG5で議論するとし、先送りされた。
- この時点で、「ABSに関する国際的制度」交渉への原住民の参加の可否、および、「遺伝資源の原産国/出所/法的起源の認証システム」決議におけるAnnexの扱いについて、ノルウェーおよびメキシコをそれぞれ代表とする2つのインフォーマル・グループが結成された。
- 3月24日（金）に議長テキスト案（UNEP/CBD/COP/8/WG.2/CRP.1）が配布され、各国からは議論の結果が十分に反映されていないとの意見があったものの、議長は作業部会で更に発言を求め、修正を行うとして、3月27日（月）開催の作業部会Ⅱで議論を重ねた。
- 3月28日（火）に議長テキスト改訂案（UNEP/CBD/COP/8/WG.2/CRP.1/REV.1）が出され、スイス（Pythoud氏）およびナミビア（Pierre du Plessis氏）を共同議長とするコンタクト・グループが結成され、3月29日（水）に交渉が開始された。
- 3月30日（木）開催の作業部会Ⅱでの議論まで、共同議長を中心として地域グループごとに個別交渉が続けられたが、合意に至らず、議長は議論を中断することを宣言した。
- その後も個別交渉が継続され、3月31日（金）に文面の最終的な合意に至り、決議は採択された。（各地域・交渉グループのポジションは表1を参照）

2-3. アクセスと利益配分に関する国際的制度（International Regime）

- インド、ブラジル、マレーシア等開発途上国は、法的拘束力のある国際的制度の策定が必須であり、ABS-WG4での結果（Annex）をベースに早急に交渉に入るべきであると主張した。
- また、全体会合の議長であるシルバ・ブラジル環境相が、法的拘束力のある国際的制度の早期策定が2010年目標の達成に資すると発言したことにより、ABSがCOP8の最重要テーマとなった。
- これに対して、我が国をはじめとする先進国は、早急な制度策定に走るべきでなく、「ボン・ガイドライン」の確実な履行を奨励し、現状の問題点の把握、解析を行うことが先決であるとの主張を継続した。一方、ノルウェーだけは、途上国側に理解を示し、法的拘束力のある制度もあり得ると支持を示した。
- ABS-WG4での結果（Annex）の扱いにつき、途上国側は、決議に添付し、進行中の交渉ベースとして次回WG5で議論すべきであると主張したのに対して、先進国側は、本Annexが多数の括弧を含んでおり、ABS-WG4の合意ではないとして、決議への添付に反対した。また、その他、ギャップ解析を含む多数の情報の1つとして扱うべきであると主張した。
- 最終的に、Annexは括弧つきのまま添付されたものの、「ABS-WG4での各国見解の羅列に過ぎない（reflects the range of parties views）」との注釈がつけられた。また、Annexは、その他インプット（後述する専門家会合の成果、ギャップ解析の進捗報告、ABSに関する各国インプット等）の1つとして扱われることとなった。
- 国際的制度の検討作業をいつ迄に完了させるかの期限を明記するかどうかでも紛糾した。途上国側は早期に完了させることを主張し、議長テキスト案（UNEP/CBD/COP/8/WG.2/CRP.1）に、「COP9までの完了を目指して（with a view to its completion by the ninth meeting of the Conference of the Parties）」と記載されたことから、先進国側が反発し、改訂案（UNEP/CBD/COP/8/WG.2/CRP.1/REV.1）では、EU提案による「早期の完了を目指して（with a view to its early completion）」が併記された。コンタクト・グループでも、両者の溝は埋まらなかったが、最終的に、「COP7の決議記載の業務内容に従って国際的制度の交渉を継続し（continue the elaboration and negotiation of the international regime in accordance with its terms of reference in decision VII/19D）」、「COP10までのできる限り早期にABS-WGの作業を完了させる（complete its work at the earliest possible time before COP10）」との文面で合意に至った。
- COP9までの2年間に、2回のABS-WGを開催することで合意した。また、2人のWG共同議長を指名し、ABS-WG5、ABS-WG6のそれぞれの議題を明確化することとなった。なお、共同議長には、Fernando Casas氏（コロンビア）とTimothy Hodges氏（カナダ）が指名された。

- 「ボン・ガイドライン」の実施に関する決議も、本項目「アクセスと利益配分に関する国際的的制度」に挙げられていたが、独立した別項目として取上げられることとなった。なお、各国は、「ボン・ガイドライン」の実施の経験、既存の制度の不足点、国内法における遺伝資源の取扱い、その他ABSに関する情報を提供することが決議に盛り込まれた。

2-4. 遺伝資源の原産国/出所/法的起源の認証システム

- まず、ABS-WG4の報告に基づき添付されたAnnexの扱いが議論の対象となった。インフォーマル・グループ（メキシコ議長）で、マレーシアを代表とする途上国側は、Annexの括弧をはずし、交渉の材料として添付することを主張したのに対して、先進国側は、交渉用でない例示的リストに過ぎないと主張した。
- 当初、途上国側は本提案に難色を示していたが、最終的にAnnexを全削除し、Annexに関する記載部分も削除することで合意された。
- 本問題を検討するために、技術専門家会合を設置することについてはほぼ賛成が得られた。しかし、CBD事務局から、アドホック専門家会合とするには人数が15人以下に限られるとの説明があり、アドホックとしない専門家会合となった。
- 専門家会合の構成、選抜方法について議論された。議長テキスト案（UNEP/CBD/COP/8/WG.2/CRP.1）で、「地域バランスに配慮した25人+オブザーバー」の提案があった。専門家の選抜方法については、各国が推薦し、事務局長が候補者リストを作成し、ビューローの承認を求めることとなった。なお、オブザーバーとして、原住民、産業界、研究機関/学界、植物園等収集機関、関連国際機関等から、7名を参加させることとなった。
- 専門家会合のマンデートについて、「practicality, feasibility, and costs and benefits of the different options」（ブラジルが提案、EU、カナダ、オーストラリア等先進国を含め、多くが賛同）とし、「technical, scientific and legal input」とする提案が出され、前者は多数の支持で採用されたが、後者は技術的で十分となく、採用されなかった。
- また、「an international certificate of origin/sources/legal provenance」はCBDの記載に従い、「an internationally recognized certificate of origin/sources/legal provenance」に修正された。
- なお、議長テキスト案（UNEP/CBD/COP/8/WG.2/CRP.1）には入っていなかったが、途上国側の要求により、「遺伝資源と関連する伝統的知識、ならびに派生物（genetic resources and associated traditional knowledge, [and derivatives]）」と、括弧つきではあるが、派生物が挿入された。
- しかしながら、最終交渉において、「CBDの15条および8条jの目的を達成する（achieving the objectives of Articles 15 and 8(j) of the Convention）」との文言を採用することにより、「派生物」は決議から削除された。

2-5. PICおよびMATの遵守を支援する措置(特許出願における出所開示)

- 特許出願における遺伝資源の出所開示に関する議論は、途上国側があくまでCBDの下で行うべきであるとするのに対して、先進国側は、知的財産に関する専門的知見を有するWIPO等の専門機関に任せるべきであると主張した。
- 本会合でも同じ対立の構図が見られた。途上国側は出所開示問題を国際的的制度交渉の一環として捉えるのに対して、先進国側は「国際的的制度に含まれる可能性のある要素の一つ」であるとの立場を堅持した。ただ、ノルウェーは歩み寄り可能との姿勢をとった。
- 最初の議長テキスト案（UNEP/CBD/COP/8/WG.2/CRP.1、3月24日）には「派生物および製品（derivatives and products）」の文言が入っていなかったが、途上国側が挿入を要求、先進国側が反発したものの、改訂案（UNEP/CBD/COP/8/WG.2/CRP.1/REV.1）では、これら文言が括弧つきで復活するとともに、タイトルを含めたすべての文章に括弧が付された。
- その後の交渉の結果、「CBDの15条および国内法に基づく遺伝資源および関連した伝統的知識の利用にあたってはPICの遵守を支援する措置を引き続き要求する」とし、「これら措置についてABS-WGでの検討を継続する」ことで合意された。これにより、「派生物および製品」の文言は決議から削除された。
- 決議では、遺伝資源の出所開示は国際的的制度に含まれる可能性のある要素の一つであることを再確認するとともに

に、本課題に関するWIPO、WTOでの議論に言及しつつ、CBDの16.5条に基づき、関連機関での作業を引き続き依頼することとなった。

2-6. その他

- 3月27日（月）～29日（水）に開催された閣僚級会合「ハイレベル・セグメント」でも、4つのパネル討論の1つにABSがあげられ、議論が行われた（南川局長、河内室長）。途上国側からの要望は、キャパシティ・ビルディング、技術移転が中心であったが、法的拘束力のある国際的制度の必要性も主張された。
- COP9までに2回開催されるABS-WGの1回はコア予算から手当てされるが、もう1回は各国からの拠出金で開催される。また、認証システムに関する技術専門家会合も各国の拠出による。
- 「議題18：生物多様性条約第8条j項および関連条項」との関連がますます増加している。「第8条j項および関連条項」の決議でも、遺伝資源に関連した伝統的知識の保護のあり方、国際的制度としての可能性等について、原住民・地域共同体からのインプットを求めるとともに、国際的制度策定作業への参画を促している。

3. 今後の予定

- 1) 技術専門家会合
 - 2006年秋頃に、ペルー・リマで開催（ペルー、スペインが共催）。
 - これに先立ちUNUが原住民代表を含めた国際認証システム問題に関する会合を開催する予定。ABS-WG5への報告が可能ないように、ABS-WG5の6ヶ月前迄に開催する。
- 2) ABS-WG5
 - 2007年春頃（？）。
 - 各国、関係者、事務局は、「ABSに関連した国内、地域、国際レベルでの既存の法的およびその他措置に関する情報」（4ヶ月前迄）、「ギャップ解析に関する情報」、「遺伝資源の国内法における法的状況」、「CBD15条の履行における経験、障害、教訓に関する報告」（4ヶ月前迄）、「国際認証システムについての見解」、「ABS指標についての見解、情報」を準備する。
- 3) ABS-WG6：8j-WG5と同時開催（？）
- 4) COP9：2008年ドイツで開催

表1 COP8におけるABS関連議題に対する各地域・交渉グループのポジション

地域・交渉グループ*	JUSSCANNZ	西欧、EU	アジア	中南米	アフリカ
(1)遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する国際的制度（IR）	・CBD、ボン・ガイドラインの履行で対応可・既存制度の問題点解析を優先実施 ギャップ解析の重要性（日本）・COP9までの完成は現実的でない	・複数の制度との並立も可能・ギャップ解析を並行して実施すべき・法的拘束力のある制度もありうる（ノルウェー）・COP9までの完成は現実的でない	・法的拘束力のある制度が必要・すぐに交渉を開始すべき・COP9までに完了・採択すべき（マレーシア、タイ、フィリピン等）	・法的拘束力のある制度が必要・すぐに交渉を開始すべき・COP9で採択すべき（ベネズエラ、ペルー、メキシコ等）	・法的拘束力のある制度は必須・現行文書に基づき直ちに交渉を開始すべき（ウガンダ、エチオピア等）
(2)遺伝資源の原産国/出所/法的来歴に関する国際認証システム	・派生物は削除すべき・専門家会合は認証システムを検討、派生物の議論は後で十分（オーストラリア）・Annexは合意でなく、情報に過ぎない	・派生物は削除すべき・専門家会合の負荷を考慮すれば、まず遺伝資源と関連伝統的知識で十分（スイス）・Annexは交渉用テキストでない	・派生物も考慮すべき・AnnexはABS-WG4の成果であり、括弧つきでも残すべき（マレーシア、G77+中	・派生物も考慮すべき	・派生物も考慮すべき

			国)		
(3)特許出願における出所開示（事前の情報に基づく同意（PIC）および相互に合意する条件（MAT）の遵守を支援する措置）	・ 知財権に関わる問題はWIPO、WTO/ TRIPS等の専門機関で議論すべき ・ 派生物、製品は削除すべき	・ 特許出願の出所開示もIRとして考慮可能 ・ 出願人の知りうる範囲での出所開示義務は許容可能 ・ 派生物、製品は削除すべき	・ CBDで議論すべき ・ 派生物、製品を挿入すべき	・ CBDで議論すべき ・ 派生物、製品を挿入すべき	・ CBDで議論すべき ・ 派生物、製品を挿入すべき

* COPの地域グループには、アジア太平洋、アフリカ、中南米、中東欧、西欧その他の5グループがあり、その他に、JUSSCANNZ、LMMC（メガ多様性同志国家：Like-Minded Megadiverse Countries）、G77+中国などの交渉グループがある。日本は、地域グループではアジア太平洋に属するが、交渉グループのJUSSCANNZを中心に活動している。なお、西欧、EUは地域・交渉グループではないが、便宜上1つのグループとみなした。